

M's PayBridge利用規約

M's PayBridge 利用規約（以下「本規約」といいます。）は株式会社みずほ銀行が提供する決済サービスの利用に関して定めたものです。

本規約は以下の規約等から構成されます。

第1章 共通事項

第2章 本件提携決済サービスに係る追加条項

第1章 共通条項

第1条（契約の成立）

- 1 本規約に基づく各種決済サービス（以下「本件決済サービス」といいます。）の利用を希望する法人又は個人事業主（以下「甲」といいます。）は、本規約に同意の上で、株式会社みずほ銀行（以下「乙」といいます。）に対して、乙の定める方法で、その利用を申し込むものとします。
- 2 本件決済サービスにより、甲は、以下のサービスを利用できます。
 - (1) 乙と提携するGMOイブシロン株式会社（以下「サービスプロバイダ」といいます。）が甲に提供する決済サービス（fincode byGMO及び今後追加される新サービスを含み、以下「本件提携決済サービス」と総称します。）
 - (2) 乙が提供する次のサービス（以下「乙決済関連サービス」といいます。）
 - ア 本件提携決済サービスの申込み、変更及び解約、サービスプロバイダ及び本件提携決済サービスを提供する事業者（以下「決済事業者」といいます。）の審査状況等の閲覧、本件提携決済サービスの利用状況等の閲覧、並びに、請求書に関する請求、支払手続及び消込処理ができるウェブサイト（以下「本ウェブシステム」といいます。）を利用するサービス
 - イ 本ウェブシステム上で請求書の発行、および支払い完了後の領収書を発行するサービス
 - ウ その他今後追加される新サービス
- 3 甲は、本件決済サービスの申込みをする場合には、乙が別途指定する、利用を必須とする本件提携決済サービス及び乙決済関連サービスがあるときは、乙が別途指定する方法に従い、かかる必須とするサービスに申し込みを行うものとします。サービスプロバイダおよび乙は、この申込みに対して所定の審査を行ったうえ、その申込みを認める場合には、乙はその旨を甲に書面又はEmail等の電磁的方法（以下「書面等」といいます。）で通知するものとします。乙が本件決済サービスの利用承認を通知した日をもって、甲乙間で本規約に基づく利用契約（以下「本件決済サービス利用契約」といいます。）が成立するものとします。
- 4 甲が、既に本件決済サービス利用契約を締結しており、本件提携決済サービスの全部又は一部を追加で利用することを希望する場合には、第1項及び第3項の規定を準用するものとします。

第2条（本件提携決済サービス）

- 1 本件提携決済サービスの概要については、次の通りとし、詳細な利用条件は、第2章において規定します。
 - (1) fincode byGMOとは、甲が、自己の顧客に対してクレジットカード決済等のキャッシュレス決済手段を提供することが可能となるサービスをいいます。
- 2 第2章の本件提携決済サービスに係る追加条項は、甲が対応する本件提携決済サービスを申し込み、利用するにあたって適用されるものとします。
- 3 本規約及び第2章の規定及び第2章で提示されたサービス利用規約・約款等（以下「本件提携決済サービス利用規約」といいます。）に異なる記載がある場合は、本規約が優先して適用されるものとします。

第3条（乙の権限）

- 1 甲は、本件提携決済サービスの利用を申し込み、利用する場合には、乙が甲のために以下の事項を行うことに同意します。
 - (1) 本件提携決済サービスに係るサービスプロバイダとの契約開始や利用手続及びこれに付随する手続の媒介
 - (2) 甲からサービスプロバイダへ又はサービスプロバイダから甲への通知及び連絡、又は通知及び連絡の受領
 - (3) 本件提携決済サービスの利用契約（以下「本件提携決済サービス利用契約」といいます。）の終了に係る手続の媒介
 - (4) 上記業務に付随する一切の業務の媒介
- 2 甲は、乙が本件提携決済サービスの契約内容及び利用状況の確認をすることに同意するものとします。
- 3 甲は、本件決済サービス利用契約の有効期間中、第1項に基づく乙の立場に変更を生じさせないものとし、同項に基づいて乙が行う業務の範囲において正当な事由なく乙の関与なくサービスプロバイダとの間で直接同項に定める事項に違反しないものとします。
- 4 本条の規定は、本件提携決済サービスにおける甲及び決済事業者との契約関係に関して、第2章によって適用される本件提携決済サービスに係る利用規約の規定に従い、サービスプロバイダが包括代理権を有することに影響を与えるものではありません。

第4条（データの取り扱い）

- 1 乙は、甲の本件提携決済サービスの利用に関して、サービスプロバイダから甲の個人情報の提供を受けることができるものとし、甲はこれに同意します。乙は、かかる甲の個人情報を、本件提携決済サービスの提供に関わる業務のために利用し、その他本規約及び乙の「個人情報のお取り扱いについて」にしたがって取り扱うものとします。
- 2 乙は、サービスプロバイダから甲の顧客の個人情報の取り扱いの委託を受けることができるものとし、甲はこれに同意します。乙は、かかる甲の顧客の個人情報を、当該委託の範囲内でのみ取り扱うものとします。
- 3 サービスプロバイダは、本件提携決済サービスの提供にあたって取得した、甲の取引に関するデータを乙に開示できるものとし、乙は自己の事業目的のためにデータを利用できるものとし、甲はサービスプロバイダの乙に対するかかる開示及び乙の利用について同意するものとします。但し、個人情報保護法上許容されない場合はこの限りではありません。
- 4 乙は、乙決済関連サービスの提供にあたって取得した、甲の取引に関するデータをサービスプロバイダに対し開示できるものとし、サービスプロバイダは本件決済サービスの提供及び本件決済サービスのマーケティングのためにデータを利用できるものとし、甲は乙のサービスプロバイダに対するかかる情報の開示及びサービスプロバイダの利用につき同意するものとします。但し、個人情報保護法上許容されない場合はこの限りではありません。
- 5 甲は、前各項で定めるデータの提供及び利用が適法に行われるために個人情報保護法その他適用ある法令上必要な対応を実施するものとします。

第5条（現金その他の禁止商品）

- 1 甲は、本件決済サービスを利用して、架空取引及び法令等に違反する取引を行ってはならず、また、以下のいずれかに該当するか又は該当するおそれがある商品、サービス又は権利（以下「商品等」といいます。）を取り扱ってはならないものとします。
 - (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令等の定めに違反するもの
 - (2) 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他知的財産権その他の権利を侵害するもの
 - (3) 現金、商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) 乙又はサービスプロバイダが不相当と認めたもの
- 2 乙が、本件決済サービスを利用して取扱う商品等について報告を求めた場合には、甲は、直ちに報告を行うものとし、乙が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、甲は直ちに本件決済サービスを利用した当該商品等の販売を中止するものとします。

第6条（利用環境）

- 1 本件決済サービスでは、甲は、甲のコンピュータ等（以下「端末」といいます。）により、インターネットを介して、乙又はサービスプロバイダと取引に関するデータの授受を行います。
- 2 甲は、乙所定の環境を備えた端末を占有・管理し、乙は自己の費用、負担および責任により本件決済サービスを利用するために必要なすべての機器、ソフトウェア等の準備およびインターネットへのアクセス等の環境整備、運用を行うものとします。
- 3 甲は、当該端末の設定等は乙の指示に従うものとします。但し、乙所定の環境が備わっていても、乙固有の設定がなされている場合その他の事情により、本件決済サービスを利用できないことがあります。
- 4 乙は甲に対してコンピュータプログラム等のコンピュータソフトウェア及びコンピュータハードウェアを提供する義務を負わないものとします。

第7条（申込方法）

- 1 甲は、本件決済サービスの申込みにあたってはウェブ上のお申込みフォームより必要事項を入力しユーザー登録を行うものとします。
- 2 甲は、前項の対応後、本ウェブシステム上の本規約の内容に同意のうえ「契約情報の入力」より法人情報等必要事項を入力し乙に提出するものとします。

第8条（利用時間）

- 1 本件決済サービスの利用時間は乙ウェブサイト上に掲載の乙が別途定めた利用時間とします。
- 2 前項の利用時間にかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本件決済サービス利用の全部又は一部がご利用できない場合があります。
- 3 乙は第1項の利用時間を甲に事前に通知することなく変更する場合があります。

第9条（利用料金）

- 1 甲は、乙又はサービスプロバイダに対して、両社が別途定めるところに従い、本件決済サービスの利用料金を支払うものとし、乙及びサービスプロバイダは、甲に引き渡すべき売上金等から利用料金を控除することができるものとし、
- 2 利用料金は、経済情勢の変化、その他の事情により、乙は、合理的な期間を定めて甲に通知することで変更できるものとし、

第10条（顧客との紛議等）

- 1 甲は、本件決済サービスの利用により甲の顧客からクレーム等紛議が発生した場合は一切の責任を負担するものとし、自己の責任において速やかにその解決にあたるものとし、
- 2 甲は、前項のクレーム等により乙、サービスプロバイダ又は第三者に損害等が発生した場合は、当該損害等について一切の責任を負うものとし、
- 3 乙又はサービスプロバイダが甲、本件決済サービス利用契約に関する取引、又は商品等の購入者等からのクレーム等その他の事項に関して調査を要すると判断した場合には、乙は、甲に対して調査を実施又は要請することができ、甲は速やかにその調査に協力しなければならないものとし、

第11条（ID及びパスワードの管理等）

- 1 甲は、本ウェブシステムに関し、システムのログインID及びパスワード、またはAPIキーを善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、第三者に開示しないものとし、
- 2 甲は、本ウェブシステムのログインID及びパスワード、またはAPIキーが正当な権限なく使用されたことを認識した場合には直ちに、その旨を乙へ通知するものとし、乙は、当該通知を受けた場合には直ちに当該ID及びパスワード、またはAPIキーの無効化の手続をとるものとし、
- 3 乙は、本ウェブシステムのログインID及びパスワード、またはAPIキーが正当な権限なく使用されたことによって利用者に生じた損失、損害等について、一切責任を負わないものとし、

第12条（秘密保持）

- 1 本規約にいう「秘密情報」とは、甲及び乙が、本規約及び本件提携決済サービス利用規約に基づく業務の実施に関して相互に開示し、受領又は知得したすべての情報をいいます。なお、甲又は乙のうち、秘密情報を開示した者を「開示者」、開示を受けた者を「被開示者」といいます。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する資料及び情報については、個人情報保護法に定義される個人情報及び個人関連情報を除き、秘密情報として取り扱わないものとし、
 - (1)開示者より開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報
 - (2)開示者より開示を受けた後、被開示者の責によらず公知となった情報
 - (3)被開示者が秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
 - (4)開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報
- 3 被開示者は、秘密情報について厳にその機密を保持し、秘密情報を滅失、毀損、漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、開示者の事前の書面等による承諾なしに、第三者に開示しないものとし、
- 4 被開示者は、本件決済サービス利用契約に必要な範囲を超えて、秘密情報の転写、複写、複製をし

ないものとしします。なお、秘密情報を転写、複写、複製した情報（以下「複製物」といいます。）の管理についても、秘密情報と同様としします。

- 5 被開示者は、秘密情報を漏洩又は紛失してはならず、また、破壊、改ざん等をしないものとしします。
- 6 被開示者は、秘密情報を本規約又は本件決済サービス利用契約以外に使用しないものとしします。
- 7 前各項にかかわらず、被開示者は、関連法令又は裁判所、官公署、金融商品取引所その他の被開示者を規制する権限を持つ公的機関（以下「官公署等」といいます。）により、秘密情報の開示を要求された場合は、合理的な範囲内において秘密情報を開示できるものとしします。この場合、被開示者は、関連法令又は当該官公署等の意向に反しない限り、当該開示前に開示する旨を開示者に通知し、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとしします。
- 8 前各項にかかわらず、被開示者は、本規約又は本件決済サービス利用契約に合理的に必要な範囲内において、被開示者の役員若しくは従業員又は弁護士、公認会計士若しくは税理士（以下、総称して「開示対象者」といいます。）に対して、秘密情報を開示できるものとしします。
- 9 被開示者は、前項の規定に基づき秘密情報を開示した開示対象者が法律上守秘義務を負うものでないときは、当該開示対象者に本規約に定める秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該開示対象者においてその義務違反があった場合には、被開示者による義務違反として、開示者に対して直接責任を負うものとしします。
- 10 前各項にかかわらず、被開示者は、本規約又は本件決済サービス利用契約に合理的に必要な範囲内において、サービスプロバイダ及び決済事業者その他本件決済サービスの提供に必然的に開示が伴う第三者に対して、秘密情報を開示できるものとしします。
- 11 甲は、本件決済サービス利用契約が終了したとき、又は乙から要求があるときは、直ちに秘密情報（複製物を含みます。）を乙の指示に従い、返還、消去、又は廃棄するものとしします。

第 13 条（個人情報の取扱い）

- 1 甲は、甲の個人顧客の本件決済サービスの利用に関する一切の情報（以下「個人情報等」といいます。）を秘密として保持するものとしします。
- 2 甲は、個人情報等を本件決済サービス利用契約以外のいかなる目的にも使用しないものとしします。また、本件決済サービス利用契約に必要となるもの以外の個人情報を取得し、又は取扱い使用してはならないものとしします。
- 3 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報等を複写、複製してはならないものとしします。但し、本件決済サービス利用契約の遂行上必要かつ最小限の範囲で行う複写、複製についてはこの限りではありません。
- 4 甲が前各項の規定に違反して、個人情報等の紛失、漏洩等が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに乙に報告するとともに、二次被害及びその他の被害の拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとしします。
- 5 甲は、個人情報等を滅失、毀損、漏洩等することがないように個人情報保護法並びに適用ある法令及びガイドラインを遵守するものとしします。甲は、かかる法令等に定められる必要な措置を講じるものとし、個人情報等の滅失、毀損、漏洩等が発生した場合は一切の責任を負うものとしします。
- 6 甲は、個人情報等をその責任において万全に保管し、本件決済サービス利用契約が終了した場合は、

個人情報保護法その他適用ある法令・ガイドライン等の規定に従い、適正に対応するものとします。

- 7 甲は、本件決済サービス利用契約にかかわる業務処理等の一部又は全部を第三者に委託する場合には、十分な個人情報保護水準を満たしている委託先を選定するものとします。なお、当該委託先による本件決済サービス利用契約に規定する事項に違反があった場合であっても、甲は本件決済サービス利用契約に定める責任を免れることはできず、当該委託先による違反に基づく乙の損害についても甲は乙に対して直接責任を負うものとします。

第14条（禁止事項・誓約事項）

- 1 甲は、本件決済サービスに関し、マネーロンダリング及びその他の違法行為又はこれに協力する行為を行ってはならないものとします。
- 2 甲は、甲に適用のある法令、規則、通達、ガイドライン、命令、判決、決定等を遵守するものとします。
- 3 サービスプロバイダ及び乙は、定期的に、あるいは、必要と判断した場合はいつでも、自ら又は代理人によって甲の業務の監査を実施することができるものとし、甲は、かかる監査に最大限協力するものとします。

第15条（本件決済サービスの提供の一時停止）

- 1 乙は、以下の各号に掲げる場合には、本件決済サービスの提供を事前もしくは事後の通知をもって一時停止することができるものとします。
 - (1) 本件決済サービスの停止その他の理由により本件決済サービスの提供ができないとき
 - (2) サービスプロバイダによる本件提携決済サービスの停止その他サービスプロバイダに起因して本件提携決済サービスの提供ができないとき
 - (3) 天災地変、地震、停電その他の災害等により、本件決済サービス若しくは本件提携決済サービスの提供ができないとき
 - (4) 本件決済サービス若しくは本件提携決済サービスの決済システムに不具合が生じたとき
 - (5) 本件決済サービス若しくは本件提携決済サービスの決済システムの保守又は点検に必要なとき
 - (6) 甲が本件決済サービス利用契約若しくは本件提携決済サービス利用契約に違反しているとき又はその疑いのあるとき
 - (7) 甲が乙に届け出た情報が事実と異なるとき又はその疑いがあるとき
 - (8) その他甲の本件決済サービスの利用状況等から一時停止すべきであると乙又はサービスプロバイダが判断したとき
- 2 前項の定めにかかわらず、乙は緊急かつやむを得ない場合は、事後直ちに通知することとします。
- 3 本件決済サービスの提供の一時停止は、第1項各号の事由が解消したまたは再発の生じるおそれがないと乙またはサービスプロバイダが判断するまで継続されるものとします。
- 4 乙は、第1項により本件決済サービスによる提供を停止したことにより、甲に生じた損害について、乙に故意・重過失がある場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。

第16条（免責事項）

- 1 乙は、甲による本件決済サービスの申込みを認めないこととしたこと又は第19条による解約若しくは

第 20 条による解除により甲に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

- 2 本件決済サービスは、乙による、甲の顧客からの代金等の現実の回収を約束し、又は、甲の顧客による代金等の支払を保証するものではありません。これらはサービスプロバイダ又は甲自身によってそれぞれ実行され又は拒否されるものであり、乙はこれらの実行を保証するものではありません。これらの不実行又は遅滞が乙の責めに帰すべき事由による本件決済サービス利用契約の不履行に起因する場合を除き、乙はこれらの不実行又は遅滞に関して一切責任を負わないものとします。乙は、当該顧客に対する代金等の請求又は督促を行う義務を負わないものとします。
- 3 乙は、輻輳、途絶等の通信回線の異常、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、労働争議、サービスプロバイダ等第三者側の事情その他乙の責めに帰すことのできない事由に基づく本件決済サービスの不提供その他本件決済サービス利用契約の不履行に関しては一切責任を負わないものとします。
- 4 甲が本件決済サービスを甲自身が占有・管理する端末以外の端末を利用したことにより生じた損害に関して、乙は責任を負わないものとします。
- 5 乙が甲に対して行う通知及び連絡は、甲が予め乙に届け出た連絡先に通知した時点で通常到達したものとみなします。
- 6 乙は、甲が乙所定の期日内に方法を問わず求められた対応を行わなかったことに起因して甲に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 17 条（届出事項の変更）

- 1 甲は、乙に対して届け出ている法人名、業種、所在地、代表者名及びその他代表者情報、担当者名及びその他担当者情報、指定金融機関口座等の情報及びその他の重要事項に変更（営業停止等を含む。）が生じるときは、当該変更前に乙所定の方法により乙に届け出るものとします。
- 2 甲が前項の届出を怠ったことにより、乙からの通知又は連絡、その他のものが延着若しくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなされます。
- 3 甲が第1項の届出を怠ったことにより、本件決済サービスの提供が滞った場合には、乙はその責任を一切負わないものとします。
- 4 甲が第1項の届出を怠ったことにより、又は、甲が乙に届け出た情報が虚偽であったことにより、乙、サービスプロバイダ又は第三者に損害等が生じた場合は、甲は当該損害等について一切の責任を負うものとします。

第 18 条（契約期間）

- 1 本件決済サービス利用契約の当初契約期間は契約成立日から、その日の属する月の翌々月末日とし、甲又は乙から特に申し出のない限り、当初契約期間の末日の翌日から3か月間を新たな契約期間として自動的に更新されるものとします。更新後も同様とします。
- 2 本件提携決済サービス利用契約の契約期間は、本件提携決済サービス利用規約その他甲及びサービスプロバイダが合意したところによるものとします。

第 19 条（解約）

- 1 甲又は乙は、甲又は乙の一方の都合で書面等で通知することにより、本件決済サービス利用契約をい

つでも解約することができるものとします。

- 2 前項に基づく本件決済サービス利用契約の終了日は、通知が相手方に到着した日の属する月の翌月末とします。
- 3 前各項の規定にかかわらず、乙は、相当な期間の事前の告知をもって本件決済サービスを停止、又は廃止することができます。この場合、甲は乙に対し一切の異議を申し立てないこととします。本件決済サービス利用契約は廃止時に終了するものとします。
- 4 本件決済サービス利用契約が終了したとき、乙は、本件提携決済サービス利用契約も終了させることができるものとします。
- 5 乙が別途指定する利用を必須とする本件提携決済サービスの利用の終了その他本件提携決済サービスの利用の全部または一部が終了したときは、乙は本件決済サービス利用契約を終了させることができるものとします。
- 6 第1項の場合において、甲が本件決済サービス利用契約を解約するにあたり、第2項に基づき直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、乙は責任を負わないものとします。

第20条（解除）

乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの催告を要することなく本件決済サービス利用契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、その賠償を請求できるものとします。

- (1) 本規約、本件提携決済サービス利用規約等又は法令に違反したとき
- (2) 第9条（利用料金）に定める通り料金の支払いが無い場合
- (3) 営業に免許若しくは登録を要する場合に、これらの取り消しその他の行政処分を受けたとき
- (4) 自ら振出し又は裏書した手形、小切手が不渡りになったとき
- (5) 強制執行、競売の申立て、保全処分又は滞納処分等を受けたとき
- (6) 破産、民事再生又は会社更生の申立てを受け、又は自らしたとき
- (7) 前三号のほか、信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
- (8) 合併によらず解散したとき
- (9) 甲が本件決済サービス利用契約の申込みにあたり、虚偽の申請をしたとき
- (10) 甲の商品等又はその販売方法等について会員からのクレーム等が発生しているとき
- (11) サービスプロバイダが甲による本件提携決済サービスの使用に適さないと判断し、又はサービスプロバイダが甲への本件提携決済サービスを停止若しくは終了したとき
- (12) 甲が本件決済サービスの利用者として不適切であると乙が判断したとき

第21条（契約終了後の処理）

- 1 本件決済サービス利用契約が終了したときは、甲は、本件決済サービスが利用できることを示す標識を表示している場合には、速やかに撤去するものとします。
- 2 甲は、本件決済サービス利用契約の終了後は、乙の書面等による承諾なく乙の商標、名称等を使用してはならないものとします。
- 3 本件決済サービス利用契約が終了した場合、契約終了日までに行われた決済は有効として扱うものとします。

第 22 条 (存続条項)

本件決済サービス利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第10条、第12条、第13条、第16条、第21条、第24条、第26条、第27条、第28条は無期限に有効とするものとします。

第 23 条 (譲渡の禁止)

- 1 甲は、本件決済サービス利用契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 2 甲は、乙に対する債権を第三者に譲渡及び担保権の設定等を行うことはできないものとします。

第 24 条 (反社会的勢力の排除)

1 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙又はサービスプロバイダの信用を毀損し、又は乙又はサービスプロバイダの業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲は、第1項各号いずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、乙は、何らかの催告を要さずして直ちに本件決済サービス利用契約を解除することができるものとします。この場合、甲は本件決済サービスの利用が停止され、又は通知により本件決済サービス利用契約が解約されても異議を申し立てないものとします。

4 前項の解約により甲に損害が生じた場合でも乙は甲に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、また乙に損害が生じた場合は、甲がその損害を賠償するものとします。

5 甲は、前項により本件決済サービス利用契約が解除された場合には、直ちに秘密情報(複製物を含みます。)を乙の指示に従い、返還、消去、又は廃棄するものとします。

第 25 条（規定の変更等）

民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、乙は、変更内容及び変更日を乙のウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規約に定める各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規約を適用するものとします。

第 26 条（損害賠償）

甲は、本規約に定める各条項に違反し、又は故意・過失等の自らの責に帰すべき事由により乙又はサービスプロバイダに損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第 27 条（損害賠償の制限）

乙が、本件決済サービス利用契約に基づき、甲に負う損害賠償の責任は、通常かつ直接に生じた損害に限るものとし、直近3カ月分の利用料金の合計額を上限とします。

第 28 条（準拠法と管轄）

本規約は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意します。

以上

第2章 本件提携決済サービスに係る追加条項

第29条 (fincode byGMO 追加条項)

- 1 本件提携決済サービスのうち、fincode byGMO の提供条件は、サービスプロバイダが提示する「[fincode byGMO 利用規約集](#)」に則ることとし、甲は当該規約の内容を異議なく承諾し、これを遵守するものとします。
- 2 サービスプロバイダは、「fincode byGMO 利用規約」に基づき、甲に対して fincode byGMO の提供を行うにあたり、同利用規約は、以下のとおり適用されるものとします。
 - (1) 口座振替決済（「fincode byGMO 利用規約」で規定する口座振替決済をいいます。）が提供される場合、本件決済サービス利用時の口座振替決済事業者（「fincode byGMO 利用規約」で規定する本決済事業者をいいます。）は、みずほファクター株式会社とします。但し、書面等により乙が承諾した場合はこの限りではありません。
 - (2) 本件決済サービス利用契約が終了した時、サービスプロバイダが本件提携決済サービス利用契約を更新しないことにより自動的に終了するものとします。